



交通事故に遭遇したら

むち打ち症の治療と示談の手引き



すずき接骨院

交通事故がきっかけで むち打ちになってしまったら。

多くの病院や接骨院で、交通事故の治療は扱っています。しかし、専門的に扱っているわけではないのです。

ぜひ「むち打ち治療の専門家」の接骨院で治療してください。当然ですが、専門の技術できちんと治療すれば、むち打ちは必ず良くなります。

● 専門家の重要性

交通事故には、治療の専門家が必要です。

まず、交通事故で傷めてしまった体を治すことが最優先です。

むち打ちの治療は、ただ電気治療をしたり、首を牽引けんいんするだけでは良くなりません。

専門の知識を持ったスペシャリストの治療が絶対に必要です。

むち打ち症とは？

「むち打ち症」は、主に自動車の追突、衝突、急停車等によって首が鞭(むち)の様にしなったために起こる症状を総称したものです。

しかし「むち打ち症」は、正式な傷病名ではなく、「頸椎捻挫」「頸部損傷」「外傷性頸部症候群」などと呼ばれます。多くの方は次のような傷病名に診断され、様々な症状がでできます。



傷病名などの詳細は次のページへ 

分類と症状



ひとによって症状は様々です。
自己診断で解決せずに必ず
専門医に相談しましょう!

頸部捻挫型

頸椎の周りの筋肉や靭帯、軟部組織の損傷で最も多くみられ、むち打ち症全体の70～80%を占めるとされています。

首の後ろや肩の痛みは、首を伸ばすと強くなります。

根症状型

頸椎ならびに歪みが出来ると、神経が圧迫されて症状がでます。首の痛みのほか、腕の痺れ、だるさ、後頭部の痛み、顔面痛などが現れます。

これらの症状は、咳やくしゃみをしたり、首を横にしたり、回したり、首や肩を一定方向に引っ張ったりした時に強まります。

バレ・リユー症候群

後部交感神経症候群ともいいます。

頸椎に沿って走っている椎骨動脈の血流が低下し、頭痛、めまい、耳鳴り、吐き気などの症状が現れると考えられています。

脊椎症状型

頸椎の脊柱管を通る脊髄が傷ついたり、下肢に伸びている神経が損傷されて、下肢のしびれや知覚異常が起こり、

歩行障害が現れるようになります。

また、膀胱直腸障害が生じて、尿や便が出にくくなるケースもあります。

脳脊髄液減少症

一時的に髄液圧が急上昇し、その圧が下方に伝わって腰椎の神経根にもっとも強い圧がかかり、クモ膜が裂けると考えられます。脳脊髄液減少症の症状はきわめて多彩で、いわゆる不定愁訴がそれに相当します。

初期には頭痛が特徴的です。また、これらの症状にある特徴がみられ、天候に左右されることです。ことに気圧の変化に応じて症状が変化します。

交通事故に遭ってしまったら

1 けが人の救護と道路上の危険除去

すぐに運転を停止し、加害者・被害者を問わず、負傷者がいた場合はすみやかに救護しなければなりません。

二次被害が起こるのを防ぐため、負傷者が軽症なら安全な所に避難してもらい、負傷の場合は動かさず、救急車の到着を待ちます。

2 警察へ届ける

警察に連絡しましょう。

大した事故ではないので、という自己判断はしないようにしましょう。警察への届出を怠ると、保険会社に保険金を請求する際に必要となる「交通事故証明証」が発行されません。加害者には届出の義務がありますが、加害者が届出をしないことがあります。必ず届けるようにしましょう。その際、届出警察署と担当者の名前はメモしておきましょう。

3 事故状況の記録

後日争いになった際の証拠となります。記憶はほとんど曖昧になっていくので、必ず事故現場の痕跡、ブレーキ跡、壊れた自動車などの部品等、加害車両、被害車両の写真を撮っておきましょう。

できれば目撃者の名前と連絡先は聞いておきましょう。

4 自分の保険会社に事故の連絡をします

自分が乗っていた車の加入している保険会社に交通事故にあった事を連絡して下さい。

搭乗者傷害保険を掛けている場合、請求することができます。(搭乗者傷害保険は等級に影響しない事故の1つ。等級を下げることなく、保険料を受け取ることができるので、絶対に請求しましょう。)

5 たとえ外傷がなくても、必ず病院か接骨院を受傷しましょう

救急車で運ばれるようなケガなら当然ですが、後日診察を受ける場合でも、人身事故の取り扱いにしないと、治療費などの支払いが受けられなくなります。

事故直後は興奮しているため、症状が出ない方が多く、2日後くらいにピークを迎えるケースが最も多くなっています。必ず当日または翌日に受診しておいて下さい。

たとえその日は何の症状も出なくても、後から何らかの症状が現れることは往々にあります。軽微な事故に見えても、「後で体に異常が出た…」などというケースはよくあることです。

**事故直後、病院には必ず行きましょう。
そして、精密な検査を受けましょう。**

すずき接骨院のむち打ち症特別治療

むち打ち症は、一般的な外傷よりも深部にまで損傷していると考えられています。

当院の治療は細胞の修復を早めてくれる微弱電流での治療を行っています。アキュスコープ・マイオパルス(微弱電流治療器)は、現在多くのプロ選手が使用する治療器です。

スポーツ界ではこの機械により、多くのアスリートが奇跡の回復を果たしています。

それに加え、むち打ち症の治療には深部まで電気が通りやすい、3DMENSという電気も併用し、外からと内から損傷の修復をはかります。どちらも無感・無痛の電気ですので、電気は苦手という方でも治療できます。

当院では最新の機器と、より専門的な事故治療(むち打ち症の治療)知識と実績により、確実に、短時間で軽快に向かうことが可能です。

交通事故治療の
専門家!!

すずき接骨院にお任せください!

西尾市 TEL/0563-57-3272

安城市 TEL/0566-99-7166

幸田町 TEL/0564-83-7393

当院だから出来る
特殊治療!
自信があります!



Q: 治療費は?

A: 交通事故の場合、自賠責保険により治療費がまかなわれますので、示談前であれば、窓口での負担金はありません。(ゼロです)

Q: 毎日通ってもいいの?

A: 1日1回であれば大丈夫です。痛みの辛い時や、調子の悪い時は、必ず当院の指示に従い、続けて通院されることをお勧めします。

Q: 子供も通院していいの?

A: 小さなお子さんの場合、症状をきちんと訴えることが出来ない場合が多くみられます。子供が痛いと言わないからと放っておかないで、必ず診察を受けさせてください。当院では、お子さんの治療も得意としておりますので、御連れ下さい。

Q: 交通事故で労災が使えるのですか?

A: 通勤中、仕事中の交通事故では労災も使えます。休業補償については自賠責保険から100%補償を受けることができ、労災保険の休業特別補償金から20%補償される場合があります。結果、通勤途中、仕事中の事故では合計120%の休業補償が受けることができる場合があります。労災の申請も忘れずに行ってください。

疑問に思った事、相談したい事がございましたら、すずき接骨院にお気軽に、何でも質問して下さい!

Q: 診断書は書いてもらえるの?

A: 警察提出用の診断書を発行します。損害賠償用の証明書も作成いたします。

Q: 現在、他の病院に通院しているのですが?

A: 交通事故の場合、病院に通院しながら、当院で治療を受けることも問題ありません。当院で治療を受け、病院で定期的に通院されている患者様もたくさんおられます。

Q: 保険会社とのやり取りは?

A: 治療費の請求、治療経過の報告等はすべて当院が行いますので、安心して治療に専念して下さい。

Q: 主婦です。交通事故のケガが原因で家事ができませんでした。家事労働に対する休業損害は一日5,700円と言われたのですが、相場の金額はいくらくらいなのですか?

A: 家事労働に対する休業損害一日5,700円というのは、保険会社が勝手に決めた金額です。示談する前に、一度ご相談ください。

Q: 加害者側保険会社から過失割合が5対5と言われたのですが、納得できません。どうしたらいいですか?

A: 保険会社が提示してきた過失割合は、納得できないものが多いです。しっかりとした状況を主張すれば、過失割合が変更される場合もあります。必ずしも、保険会社の言われることに従う必要はありません。

保険会社と事故治療

交通事故には加害者と被害者がいます。当人同士が話し合いをすると揉める事が多いため、現在は保険会社が代理人として間に入ります。

ですから、相手の保険会社は相手の代理人という事です。保険会社は示談交渉として治療費・壊れたものの弁償などの補償を代行します。

担当者との交渉術

補償の内容、事故時に破損した物、治療の受け方（病院の選択や交通費）、薬局で購入したもの、などは保険会社との交渉次第で支払い可能な場合もあります。

基本的には、事故により破損したものの、事故後にかかった金額については常識の範囲内で払ってもらえると思ってください。

〇〇しなければいけない、〇〇してはいけないなど言われ、納得がいかない場合は担当者の言いなりならず、ご自身の意見を主張しましょう。また、希にあるのですが脅されるなど態度の悪い担当者がいた場合は、本社に苦情窓口がある場合はそちらに、ない場合は担当者の上司に電話かメールをしましょう。担当者を変えてもらえます。

治療院のかかり方

あたりまえですが治療を受ける場所をご自身で選択できます。担当者が「接骨院に行ってはいけない」など言う権利はありません。

かかりかたですが、月に1度病院で検査をし証拠を残しながら、治療に関しては接骨院でという形が理想でしょう。

接骨院は専門的な知識も豊富ですので、しっかり治療をしてくれる場合が多いので接骨院に通院して治療を受けることをお勧めします。

自動車保険について

日本の自動車保険は、自賠責保険+任意保険の2階建て構造です。事故後は、加害者の加入する任意保険が任意一括で対応を開始しますが、治療費を含む損害額が120万円未満では、実は、自賠責保険からの支払いです。

交通事故の補償には以下のものがあります

治療費、休業損害、賞与減額、通院交通費、慰謝料、後遺障害

治療費は全額保険会社がみてくれます。病院に通院する前に保険会社へ通院する病院、接骨院を伝え一括請求できるように言っておくと通院先で立替をしなくて済みます。保険会社さんから病院、接骨院に連絡してもらいましょう 証拠を残すため初めは病院にかかりましょう。病院では検査、診断をしてくれます。病院での治療は低周波の通電のみの場合が多く、早期改善を望む方は接骨院などで治療をしましょう。しかし、月に1回病院で検査をするのがおすすめです。病院にも併用して通院されていれば検査結果という証拠が残るため、保険会社からクレームはつきにくくなります。

休業損害

休業補償は、実際に休んだ日が対象になります。認定されるに必要な書類は被害者の勤務先が出す「休業 損害証明書」プラス源泉徴収票です。ただし、経営者の場合は「確定申告書」などの客観的資料によります。これらの資料により一日あたりの給与を割り出します。ここで、問題になるのが診療報酬明細書(レセプト)による通院(入院日)の整合性です。休業日数が多くても病院に通院する日数が著しく少ない場合は、実際に通院した日数しか払われない場合があります。また、反対に通院日は多いものの無理して出勤していた場合は 実際には休業による損害が発生していないとの理由で、通院日数分しか休業損害が払われないのが現実です 状況が許すのなら、しっかり休んで、しっかり治すことをお勧めします。

通院交通費

通院交通費も自動車保険によって支払われます。

1.通院タクシー代について

タクシーの利用につき、傷害の態様等からその必要性を判断の上、通院交通 費明細書をもって、通院タクシー代が認定されます。

2.自家用自動車(原動付き自転車、自動二輪車を含む)による通院費について

通院に必要なキロ数に対して、1キロ当たり15円が認定されます。ただし、この金額を上回る場合は、下記の算式により認定されます。通院に必要なキロ数+燃費(1リットルで走る距離)×ガソリン単価 ※原則として、原動機付き自転車、自動二輪車による通院費については 公共交通機関(バス、電車等)の料金とされています。

3遠距離通院に費用について

被害者は遠距離通院している事案については、その必要性について調査し、被害者の居住地に当該傷病のための医療設備等が不十分である場合など、遠方への転院を余儀なくされる特別な事情が認められる場合に限られます。

自賠責法による慰謝料の計算方法と相場金額

自賠責保険では1日あたり一律で¥4,200が支給されるという決まりになっています。これに治療の期間を足して総額が出てくる訳です。

自賠責保険で言うところの「治療期間」とは、2つの計算方法がありまして、

1. 入院期間+通院期間

2. 実通院日数(入院期間+通院期間の中で実際に病院に通った日数)×2

これら2つを比べて、日数が少ない方を採用するとしています。

例えば、交通事故の治療の為に50日間入院し、退院後の通院期間が100日間(実際の通院日数は40日間)だった場合

1.の場合は $50+100=150$

2.の場合は $90 \times 2 = 180$ となりますので、 $150 \times ¥4,200 = ¥630,000$ という数字がはじき出されます。これにより、自賠責法に基づく慰謝料の額(相場額)は¥630,000となる訳です。

治療費打ち切り

CHECK KEYWORD!

治療を続けていて、患者さんが保険会社から受けるプレッシャーの一つに

「治療費打ち切り」があげられます。

交通事故で、怪我をさせられ治療に通っているにもかかわらず、保険会社から一方的に「一般的にはもう治っている時期なので、今月で治療費の支払いを終了します」という内容の電話がされることがあります。

しかし、これは**保険会社が勝手に判断していること**です。「これ以上治療を続けてはいけない」という強制的なものではなく、「保険会社側としては、治療は治癒しないし症状固定であると判断したため、今後は治療費を払いませ**ん。ただし、後に治療が必要であったとわかった時は、その分は後で払いませ**ず」という意味でもあると理解しておいてください。

そして、このような連絡があった際には、当院にご相談いただき、治療効果が上がっているのであれば、治療は継続すべきでしょう。被害者としては、まずは怪我を治すことを最優先し、治療に専念しましょう。



あとがき



車はとても便利な乗り物です。

その反面、毎年120万件の交通事故の原因となっています。そして、交通事故による怪我の約半数が頸部の損傷(むち打ち)なのです。

しかし、交通事故には人生の中でそんなに何回も遭遇するものではありません。それゆえ、むち打ちに対する専門の治療をきちんと受けず、後々まで痛みを苦しむ方が少なくありません。

また、治療が終了した後の損保会社との示談交渉に関しても、知識のない被害者は保険会社の担当者が提示する少額の示談金を受け取ることになります。そんなお困りの、交通事故によるむち打ち被害者の方々に、専門の治療知識と保険の知識を持ち合わせたすずき接骨院で、むち打ちの治療を安心して受けていただきたいと思います。この小冊子が、皆様のお役にたてれば幸いです。

安城市 すずき接骨院
院長 鈴木 清吾

個別指導トレーニング施設

正しい身体の動かし方を身につけて、悩みを解消。

身体に「痛みがある」「痩せにくい部分がある」「身体が怠い(重い)」「軽失禁が気になる」などの悩みの多くは、身体を上手く使えていない事が原因です。いろいろな治療を試してみたが、なかなか症状が改善されない方、一度改善されてもすぐに痛くなってしまおう方。また、運動不足が気になる方は一度お試しください！

現状よりも、より良い身体を手に入れるため一緒にがんばりましょう。

アスリートのためのサブトレーニング。

練習だけでは伸びません。

多くのプロスポーツ選手やアスリートもサブトレーニングを行っています。

「動き」という原点から身体を見直すことは競技力アップに必ずつながります。

競技のために、より良い身体の使い方を身につける「塾」。そんな施設です。



すずき接骨院(安城診療所)から
徒歩3分

詳しくはすずき接骨院スタッフまたは
下記までお気軽にお問い合わせください。

TEL.0566-99-6405

完全予約制



鈴木接骨院

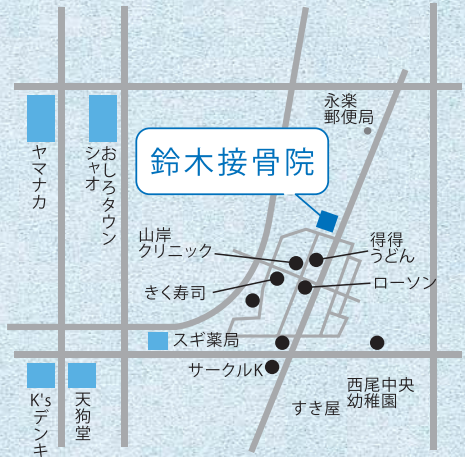
西尾市

〒445-0870 西尾市永吉一丁目11番地

TEL / 0563-57-3272

診療時間… 午前9時～12時 午後4時～8時
土曜日のみ午前9時～午後4時
※祝日は診療しています。

休診日… 木曜日・日曜日



すずき接骨院

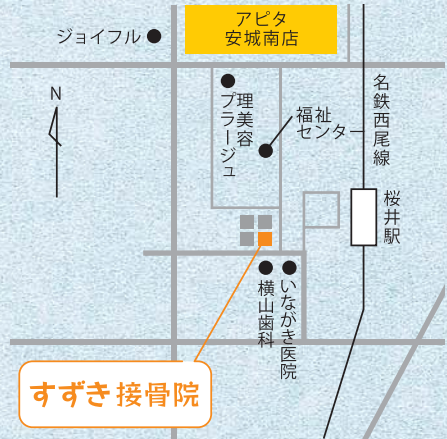
安城市

〒444-1154 安城市桜井町新田53-B

TEL / 0566-99-7166

診療時間… 午前9時～12時 午後4時～8時
土曜日のみ午前9時～午後3時
※祝日は診療しています。

休診日… 木曜日・日曜日



すずき接骨院

岡崎市幸田町

〒444-0113 額田郡幸田町菱池縄手下67

TEL / 0564-83-7393

診療時間… 午前9時～12時 午後4時～8時
土曜日のみ午前9時～午後3時
※祝日は診療しています。

休診日… 木曜日・日曜日

